

四天王寺大学大学院学則（案）

第1章 総 則

（名称・設置者）

第 1 条 本大学院は、四天王寺大学大学院と称し、学校法人四天王寺学園がこれを設置する。

（目 的）

第 2 条 本大学院は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神にのっとり、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価）

第 3 条 前条の目的および使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について、本大学院において自ら不断に点検および評価を行い、その教育研究水準の向上を図るものとする。

2 前項の自己点検・評価を行う組織・項目など、実施に必要な体制については別に定める。

（所在地）

第 4 条 本大学院は大阪府羽曳野市学園前3丁目2番1号に置く。

第2章 研究科、専攻、課程、修業年限および学生定員

（研究科、専攻）

第 5 条 本大学院に次の研究科および専攻を置く。

（1）人文社会学研究科 人間福祉学専攻

（2）看護学研究科 看護学専攻

（課程、標準修業年限）

第 6 条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程の標準修業年限は5年とする。

3 博士課程は前期2年の課程と後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を博士前期課程とし、後期3年の課程を博士後期課程とする。

4 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

（課程の目的）

第 7 条 本大学院の博士前期課程および博士後期課程の目的を次のとおりとする。

（1）博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

（2）博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（学生定員）

第 8 条 入学定員および収容定員は次の通りとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
人文社会学研究科	人間福祉学専攻	10人	20人	3人	9人	29人
看護学研究科	看護学専攻	6人	12人	3人	9人	21人

（在学年限）

第 9 条 博士前期課程の在学年限は4年を超えることはできない。

2 博士後期課程の在学年限は6年を超えることはできない。

(長期履修生)

第10条 学生が職業を有している等の事情により、第6条に規定する年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する者を、長期履修生としてこれを認めることがある。

2 長期履修生について必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期、授業日数および休業日

(学年)

第11条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第12条 学年を分けて、次の2学期とする。

夏学期 4月1日から9月19日まで

冬学期 9月20日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合は前項の期間を変更することができる。

(授業日数)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたるとともに、各学期の授業日数は15週にわたることを原則とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

(休業日)

第14条 休業日は原則として次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学園の創立記念日 2月22日

(4) 夏期休業日 8月5日から8月31日まで

(5) 冬期休業日 12月27日から1月7日まで

(6) 春期休業日 3月25日から4月1日まで

2 必要がある場合は前項の休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

第4章 授業科目および単位

(教育方法)

第15条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第16条 本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目の編成等)

第17条 博士前期課程および博士後期課程に開設する授業科目の編成、単位数等は別表第1の通りとする。

第5章 履修方法および課程修了

(博士前期課程の修了要件)

第18条 博士前期課程の修了要件を次の通りとする。

(1) 人文社会学研究科

本大学院に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導

を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(2) 看護学研究科

本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了要件を次の通りとする。

大学院に5年(修士課程または博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年間の在学期間を含む。)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程または博士前期課程に2年以上在学し、該当課程を修了した者にあつては、該当課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義科目および演習科目については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前各号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数は、前各号に規定する基準を考慮して定める。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。

- 2 試験は履修した授業科目について、筆記、口述および論文等の方法によって行う。

(成績評価基準等の明示等)

第21条の2 学生に対して、授業および研究指導の方法および内容並びに一年間の授業および研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価および修了の認定に当っては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(試験等の評価)

第22条 試験等の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 前項の合格の評価は秀、優、良、可の4段階をもって表示する。
- 3 単位の修得および試験に関する規程は別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第23条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、学生が外国に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第23条において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第25条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院または研究所等とあらかじめ協議の上、当該の大学院または研究所等において研究指導を受けさせることができる。

2 博士前期課程の学生が前項の研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第6章 課程修了の認定および学位の称号

(課程修了の認定)

第26条 課程修了の認定は、当該研究科委員会の議を経て学長が行う。

(学位の授与)

第27条 博士前期課程を修了した者には次の区分により学位を授与する。

研究科	専攻	学位
人文社会学研究科	人間福祉学専攻	修士(人間福祉学)
看護学研究科	看護学専攻	修士(看護学)

2 博士後期課程を修了した者には次の区分により学位を授与する。

研究科	専攻	学位
人文社会学研究科	人間福祉学専攻	博士(人間福祉学)
看護学研究科	看護学専攻	博士(看護学)

3 学位の授与に関して必要な事項は、別に定める本大学院学位規程によるものとする。

第7章 入学、休学、退学、除籍等

(入学時期)

第28条 入学の時期は、各学期の始めとする。

(入学資格)

第29条 本大学院の博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。

(7) その他、本大学院において大学を卒業した者と同等の学力があると認めた者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 学校教育法により修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国において修士の学位や専門職学位に相当する学位に相当する学位を授与

された者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) その他、本大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願)

第30条 入学志願者は本大学院所定の入学願書に入学検定料および別に定める書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(選考)

第31条 入学志願者については学科試験、面接等の方法により選考を行い、合格者を決定する。

(入学手続)

第32条 前条の合格者は指定の期日までに本大学院所定の誓約書、保証書を提出するとともに入学金および授業料等の一部を納入しなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(保証人)

第33条 保証人は保護者またはこれに準ずる者であって、当該学生を保護監督し、授業料等の支払いその他本人にかかる一切の事項について身元保証の責を負う。

(異動手続)

第34条 本人、保証人に転居、改名等の異動があったときには、直ちにその旨を届出なければならない。

2 保証人が死亡その他の事由でその責を果し得なくなったときには新たに保証人を定めなければならない。

(休学)

第35条 病気その他やむを得ない事情のため、引続き6週以上にわたり修学することができない者は、その事由を付して休学を願い出ることができる。ただし、病気の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

2 病気等のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は休学を命ずることがある。

3 休学した者はその学期の試験を受けることはできない。

(休学の期間)

第36条 休学期間は休学を許可された日から当該学期末までとする。ただし、引続き休学を希望する者は、当該学期の定められた期日までに前条第1項の手続きを経れば翌学期末まで休学することができる。

2 休学の期間は連続して2年を超えることはできない。

3 休学期間は通算して博士前期課程においては2年、博士後期課程においては3年を限度とする。

4 休学期間は在学年数に算入しない。

(復学)

第37条 休学の事由が消滅したときは、学長に復学を願い出ることができる。ただし、病気回復による復学の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

2 復学の時期は学期の始めとし、すでに許可された休学期間内の学期途中での復学は認められない。

3 復学の手続きは休学を願い出た学期内の定められた期日までに完了していなければならない。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、その事由を付して学長に退学を願い出てその許可を得なければならない。

(再入学等)

第39条 一旦退学した者が2年以内に再入学を申し出た場合は、在学中の成績等を審査のうえ、これを許可することがある。

2 授業料等滞納による除籍者が2年以内に再入学を申し出た場合も、在学中の成績等を審査のうえ、これを許可することがある。

3 第2項に定める除籍者については、別に定めるところにより審査のうえ、復籍を許可することがある。

(転学・転入学)

第39条の2 学生が他の大学院に転学しようとするときは、保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 他の大学院から転入を希望する者については、試験のうえ、これを許可することがある。

(留 学)

第40条 留学は、教育研究上有益と認められる範囲で本大学院がこれを認め、その許可を得た場合は、これを行うことができる。

2 前項に定める留学を行おうとする者は、その事由を付して学長に願い出なければならない。

(留学期間)

第41条 前条による留学の期間は別に定める。

(除 籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

(1) 授業料等の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

(2) 第9条に定める在学年限を超えた者

(3) 第36条に定める休学期間を超えて、なお復学できない者

(4) 長期間にわたり所在不明の者

2 長期履修生については、前項第2号の規定は適用しない。

(外国人留学生)

第43条 外国籍を有する者で留学のため本大学院に入学を志願する者は、別に定めるところにより選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、本学則の学生に関する規定を準用する。

第8章 入学検定料、入学金、授業料等

(諸納付金)

第44条 本大学院の入学検定料、入学金および授業料等(授業料、運営維持費、施設拡充費、在籍料、履修料をいう。)の額は別表第2の通りとする。

2 前項の諸納付金の納入に関する規程は別に定める。

(納入期日)

第45条 授業料等は毎年これを夏学期および冬学期の2回に分けて次の期日までに納入しなければならない。

夏学期 4月1日

冬学期 10月1日

(休学中の授業料等)

第46条 1学期を通して休学する者は在籍料を納入しなければならない。

2 長期履修生が休学する場合は別に定める。

3 退学する者または退学もしくは停学を命じられた者も、その学期の授業料等全額を納入しなければならない。

(返 還)

第47条 既納の入学検定料および入学金は事由の如何にかかわらず返還しない。

2 既納の授業料等は、入学手続時における授業料等で当該年度の始まる前日の3月31日まで(当日が休日に当たるときは休日の前日まで)に入学辞退の申出が

あった場合を除き、事由の如何にかかわらず返還しない。

(奨学金)

第48条 学業、人物ともに優秀で入学後特別の事由によって授業料等の納入が困難になった者に対しては、選考のうえ奨学金を給付することがある。

第9章 職員組織

(指導教員)

第49条 本大学院における授業および研究指導は、主として本大学院および四天王寺大学(以下「本学」という。)の教授が担当する。ただし、特別の事情がある場合は、准教授および講師又は助教に担当又は分担させることがある。

(事務組織)

第50条 本大学院の事務を処理するため、若干名の事務職員を置く。

第10章 教育研究評議会、大学運営会議、研究科委員会

(教育研究評議会)

第51条 本大学院に教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に必要な事項は、別に定める。

(大学運営会議)

第52条 本大学院に大学運営会議を置く。

2 大学運営会議に必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第53条 本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に必要な事項は、別に定める。

第11章 附属施設

(図書館)

第54条 本大学院に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は別に定める。

(エクステンションセンター)

第55条 本大学院にエクステンションセンターを置く。

2 エクステンションセンターに関する規程は別に定める。

(研究所)

第56条 本大学院に仏教文化研究所を置く。

2 研究所に関する規程は別に定める。

(保健センター)

第57条 本大学院に保健センターを置く。

2 保健センターに関する規程は別に定める。

第12章 科目等履修生・研究生・特別研究生

(科目等履修生)

第58条 本大学院において特定の授業科目につき履修を希望し、その授業科目の単位の修得を希望する者がいるときは、在学生の学修に支障のない場合に限り審査のうえ、科目等履修生として修学を許可することがある。

2 科目等履修登録料、科目等履修料は別表第2の通りとする。

(修了試験)

第59条 科目等履修生は、履修した授業科目の修了試験を受験することができる。

(単位の認定および証書等)

第60条 科目等履修生が履修した授業科目の修了試験を受験し、これに合格したときに

は、本大学院の定めるところにより単位の認定を受け、修了証書の授与を受けることができる。

- 2 科目等履修生としての在籍年数は、正規の課程における在籍年数として認定することはできない。

(研究生・特別研究生)

第61条 本大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者で、さらに本大学院において博士論文作成のための研究継続を希望する者は、研究生として研究を許可することがある。

- 2 大学院博士前期課程修了の学位(修士)を有する者、あるいは同等の学力があると認められる者は、特別研究生として研究を許可することがある。
- 3 研究生の研究登録料、研究料は別表第2の通りとする。
- 4 特別研究生の研究登録料、研究料は研究生に準ずる。

(学則の準用)

第62条 科目等履修生・研究生・特別研究生に対しては第2章、第4章ないし、第6章および第8章を除き、本学則を準用する。

第13章 賞 罰

(表彰)

第63条 次の各号の一に該当する者は、大学院研究科委員会の議を経てこれを表彰することがある。

- (1) 学業成績および人物が特に優秀な者
- (2) 他の学生の模範とすべき篤行のある者

(懲戒)

第64条 本大学院の建学の精神もしくは教育方針に違反し、または学生の本分にもとる行為があった者は、その軽重に従い、別に定められた規程に則り、審議する。

- 2 懲戒は訓告、停学、退学の3種とする。

(退学処分)

第65条 前条の退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な事由がなく出席が常でない者
- (4) 本大学院の建学の精神および学則、諸規程、教育方針もしくは誓約書の記載事項に反し、または学生の本分にもとる行為のあった者
- (5) 訓告または停学にもかかわらず、なお改悛の見込みがないと認められる者

(遵守事項)

第66条 学生が遵守しなければならない事項は本学則に規定するもののほか、別に定める。

附 則

- 1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、平成18年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 本学則は、平成19年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 本学則は、平成20年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成19年度以前の入学生については、第22条の規程にかかわらず、「試験等の評価」の取り扱いは、なお従前の例による。
- 5 本学則は、平成21年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成20年度以前の入学生については、第19条の規程にかかわらず、「教育職員免許状」は、なお従前の例による。

- 6 本学則は、平成22年4月1日から一部改正し施行する。
- 7 本学則は、平成22年7月1日から一部改正し施行する。
- 8 本学則は、平成23年4月1日から一部改正し施行する。
- 9 本学則は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。
- 10 本学則は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。
- 11 本学則は、平成30年4月1日から一部改正し施行する。
- 12 本学則は、平成31年4月1日から一部改正し施行する。

ただし、経過措置として次の通りと定める。

- (1) 平成30年度以前の入学生については、第13条、第17条、旧第19条および第28条の規程にかかわらず「授業日数」、「授業科目の編成等」、「教育職員免許状」、「入学時期」等の取り扱いは、なお従前の例による。

本学則は、令和 年 月 日から一部改正し施行する。

別表第 1 授業科目の編成・単位数

人文社会学研究科人間福祉学専攻
博士前期課程

授 業 科 目	単位数
社会福祉学研究Ⅰ	2
社会福祉学研究Ⅱ	2
社会福祉学研究Ⅲ	2
社会福祉学研究Ⅳ	2
社会福祉政策・制度研究Ⅰ	2
社会福祉政策・制度研究Ⅱ	2
社会福祉政策・制度研究Ⅲ	2
社会福祉政策・制度研究Ⅳ	2
社会福祉援助技術研究Ⅰ	2
社会福祉援助技術研究Ⅱ	2
社会福祉援助技術研究Ⅲ	2
社会福祉援助技術研究Ⅳ	2
社会福祉専門演習Ⅰ	2
社会福祉専門演習Ⅱ	2
社会福祉専門演習Ⅲ	2
社会福祉専門演習Ⅳ	2
社会福祉専門演習Ⅴ	2
社会福祉専門演習Ⅵ	2
社会福祉学文献研究Ⅰ（和書）	2
社会福祉学文献研究Ⅰ（外書）	2
社会福祉学文献研究Ⅱ（和書）	2
社会福祉学文献研究Ⅱ（外書）	2
社会福祉調査法研究Ⅰ	2
社会福祉調査法研究Ⅱ	2
社会福祉学英語研究Ⅰ	2
社会福祉学英語研究Ⅱ	2

社会福祉専門演習の内、主指導教員が担当する科目
8 単位と、それに関連する演習 4 単位、社会福祉学
研究、社会福祉政策・制度研究、および社会福祉援
助技術研究のうち 8 単位計 20 単位を含め、32 単位
以上を履修しなければならない。

人文社会学研究科人間福祉学専攻
博士後期課程

授 業 科 目	単位数
社会福祉学特殊研究Ⅰ	2
社会福祉学特殊研究Ⅱ	2
社会福祉学特殊研究Ⅲ	2
社会福祉学特殊研究Ⅳ	2
社会福祉学特殊研究Ⅴ	2
社会福祉学特殊研究Ⅵ	2
社会福祉政策・制度特殊研究Ⅰ	2
社会福祉政策・制度特殊研究Ⅱ	2
社会福祉政策・制度特殊研究Ⅲ	2
社会福祉政策・制度特殊研究Ⅳ	2
社会福祉政策・制度特殊研究Ⅴ	2
社会福祉政策・制度特殊研Ⅵ	2
社会福祉援助技術特殊研究Ⅰ	2
社会福祉援助技術特殊研究Ⅱ	2
社会福祉援助技術特殊研究Ⅲ	2
社会福祉援助技術特殊研究Ⅳ	2
社会福祉援助技術特殊研究Ⅴ	2
社会福祉援助技術特殊研究Ⅵ	2
社会福祉学特殊演習Ⅰ	2
社会福祉学特殊演習Ⅱ	2
社会福祉学特殊演習Ⅲ	2
社会福祉学特殊演習Ⅳ	2
社会福祉学特殊演習Ⅴ	2
社会福祉学特殊演習Ⅵ	2
社会福祉学文献特殊研究Ⅰ	2
社会福祉学文献特殊研究Ⅱ	2

社会福祉学特殊演習の内、同一科目12単位必須。

看護学研究科看護学専攻
博士前期課程

種別	授 業 科 目	単位数		
		必修	選択	
共通科目	看護理論	2		
	看護研究Ⅰ（総論）	2		
	看護研究Ⅱ（統計）		2	
	看護倫理	2		
	国際看護論		2	
	哲学的人間論		2	
	看護教育論		2	
	看護管理論		2	
	コンサルテーション論		2	
	看護政策論		2	
	フィジカルアセスメント		2	
	最新病態生理学		2	
	臨床薬理学		2	
専門科目	基盤看護学分野 理論看護学領域	理論看護学特論		2
		理論看護学演習Ⅰ		2
		理論看護学演習Ⅱ		2
		理論看護学特別研究		8
	精神看護学領域	精神障害者制度・法律特論		2
		精神科アセスメントと精神科診断学		2
		精神療法		2
		精神科薬物療法		2
		精神看護高度実践看護介入技法		2
		精神障害者ケースマネジメント支援論		2
		リエゾン精神看護学		2
		認知症治療看護援助論		2
		役割開発実習		2
		精神科診断・治療実習		2
		精神看護直接ケア実習		2
精神看護サブスペシャリティ実習		2		
相談・調整実習		2		
精神看護学課題研究		4		
精神看護学特別研究		8		
生涯発達看護学分野	母性看護学領域	母性看護学特論		2
		母性看護学演習Ⅰ		2
		母性看護学演習Ⅱ		2
		母性看護学特別研究		8
	小児看護学領域	小児看護学特論		2
		小児看護学演習Ⅰ		2
		小児看護学演習Ⅱ		2
		小児看護学特別研究		8
成人看護学領域	成人看護学特論		2	
	成人看護学演習Ⅰ		2	
	成人看護学演習Ⅱ		2	
	成人看護学特別研究		8	

看護学研究科看護学専攻
博士前期課程

種別			授 業 科 目	単位数	
				必修	選択
専門科目	生涯発達看護学分野	老年看護学領域	老年看護学特論Ⅰ（老年看護学の基盤）		2
			老年看護学特論Ⅱ（健康生活評価）		2
			老年看護学特論Ⅲ（病態・治療論）		2
			老年看護学特論Ⅳ（看護実践論）		2
			老年看護学特論Ⅴ（サポートシステム）		2
			老年看護学演習Ⅰ（慢性期における老年看護）		2
			老年看護学演習Ⅱ（ケア施設における老年看護）		2
			老年看護学実習Ⅰ（慢性期における高度実践老年看護）		4
			老年看護学実習Ⅱ（ケア施設における高度実践老年看護）		6
			老年看護学課題研究		4
		老年看護学特別研究		8	
広域看護学分野	公衆衛生看護学領域	公衆衛生看護学特論		2	
		公衆衛生看護学演習Ⅰ		2	
		公衆衛生看護学演習Ⅱ		2	
		公衆衛生看護学特別研究		8	
	在宅看護学領域	在宅看護学特論		2	
		在宅看護学演習Ⅰ		2	
		在宅看護学演習Ⅱ		2	
		在宅看護学特別研究		8	
	災害看護学領域	災害看護対象論		2	
		災害看護ケア論		2	
		災害と制度		2	
		災害看護援助論		2	
防災・減災看護論演習			2		
要援護者看護援助論			2		
災害看護連携論			2		
災害看護学実習Ⅰ			3		
災害看護学実習Ⅱ			2		
災害看護学実習Ⅲ			3		
災害看護学実習Ⅳ		2			
災害看護学課題研究		4			
		災害看護学特別研究		8	

共通科目から14単位以上、専門科目から16単位以上の合計30単位以上を修得し、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格すること。

看護学研究科看護学専攻
博士後期課程

種別	授 業 科 目	単位数		
		必修	選択	
共通科目	看護科学哲学	2		
	看護学研究方法論	2		
	高等社会統計学		2	
	看護教育学		2	
専門科目	基盤看護学分野	理論看護学特論		2
		理論看護学演習		2
		精神看護学特論		2
		精神看護学演習		2
	生涯発達看護学分野	母子看護学特論		2
		母子看護学演習		2
		成人看護学特論		2
		成人看護学演習		2
		老年看護学特論		2
		老年看護学演習		2
	広域看護学分野	公衆衛生看護学特論		2
		公衆衛生看護学演習		2
在宅看護学特論			2	
在宅看護学演習			2	
災害看護学特論			2	
災害看護学演習			2	
特別研究	看護学特別研究	8		

共通科目 6 単位、専門科目の専攻する分野から 4 単位以上、特別研究 8 単位の合計 18 単位以上を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格すること。

別表第2

1. 入学検定料、入学金、授業料等

(1) 入学検定料 35,000 円

(2) 入 学 金

(単位：円)

研究科	入学金
人文社会学研究科	300,000
看護学研究科	200,000

(3) 授業料等 (年額)

(単位：円)

研究科	種別	期別	
		夏学期	冬学期
人文社会学研究科	授 業 料	265,000	265,000
	運 営 維 持 費	55,000	55,000
	施 設 拡 充 費	55,000	55,000
	計	375,000	375,000
看護学研究科	授 業 料	190,000	190,000
	運 営 維 持 費	55,000	55,000
	施 設 拡 充 費	55,000	55,000
	計	300,000	300,000

(注) 授業料等の額は2年次以降変更することがある。

休学中の授業料等

(単位：円)

種別	期別	
	夏学期	冬学期
在籍料	60,000	60,000

(4) 長期履修生の授業料等 (年額)

(人文社会学研究科)

(単位：円)

種別	期別	
	夏学期	冬学期
在 籍 料	60,000	60,000
履 修 料 (1 単位当たり)	40,000 (※)	

(※) 履修料の年額を夏学期と冬学期に半額ずつ納入する。

(看護学研究科)

本大学院学則第44条に定める授業料等の総額を、長期履修学生として認められた長期履修期間で分割して納入することができる。ただし、在学中に授業料等の改定がある場合及び長期履修期間の変更が認められた場合は、授業料等を再計算する。また、実験実習費等に要する経費は、必要に応じ別途徴収することがある。

(注) 授業料等の額は2年次以降変更することがある。

2. 科目等履修登録料、科目等履修料

(1) 科目等履修登録料 20,000 円

(2) 科目等履修料（1単位あたり） 20,000 円

本学の卒業生及び本大学院の修了生は科目等履修登録料を免除する。

3. 研究生登録料、研究料

(1) 研究登録料 15,000 円

(2) 研究料（1学期あたり） 70,000 円

四天王寺大学大学院研究科委員会規程（案）

（目 的）

第 1 条 この規程は四天王寺大学大学院学則（以下「学則」という。）第 53 条に定められたもののほか、四天王寺大学大学院各研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の円滑な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構 成）

第 2 条 研究科委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- （1）研究科長
 - （2）大学院研究科の授業科目を担当する専任教職員就業規則に規定された教育職員、特別任用教員および有期・無期職員就業規則に規定された特別任用教員（以下「専任教員等」という。）および学長の指名する専任教員等をもって組織する。
- 2 研究科長が必要と認めるときは、第 1 項に規定する以外の者を研究科委員会に出席させることができる。

（役 割）

第 3 条 研究科委員会は本学の建学の精神に則り、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- （1）学生の入学および課程の修了
 - （2）学位論文の審査に関する事項
 - （3）学位の授与
 - （4）同条第 1 号および第 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なもの
 - ア 教育課程に関する事項
 - イ 専任教員等の資格審査等に関する事項
 - ウ 学生の厚生補導ならびに学生の賞罰に関する事項
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長および研究科長が掌る教育研究に関する事項、ならびにその他学長および研究科長の諮問事項について審議し、および学長および研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（招集および議長）

第 4 条 研究科委員会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。研究科長に事故あるとき、又はやむを得ない事由があるときは、あらかじめ研究科長より指名を受けた者が研究科長に代わって招集し、議長となる。

2 研究科長は、構成員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、あらかじめ付議すべき事項を示して研究科委員会を招集する。

3 研究科委員会は、必要に応じて学部教授会、および短期大学部教授会と合同で開催することができる。

（議 事）

第 5 条 研究科委員会は構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 研究科委員会には書記 1 名を置き、研究科長がこれを委嘱する。

3 議長は議事に先立ち、出席構成員の中より議事録の署名人 2 名を指名する。

（代議員会等）

第 5 条の 2 研究科委員会は、研究科委員会に属する教員のうち一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（以下「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 研究科委員会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。

（委 任）

第 6 条 研究科委員会をやむを得ず欠席する場合は議長に一切を委任することができる。

2 欠席により一切を委任する場合は、研究科委員会の前日までに委任状を議長へ提出するものとする。提出方法は、署名および捺印した委任状を提出するか、送信元が本人であることが明らかにされている電子メールによる提出に限る。

3 前項の規定により委任状を提出した者は第5条第1項および第2項に定める出席構成員数に含めるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は研究科委員会が別に定める。

2 研究科委員会に関する事務は総務課が所管する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。

3 この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。

4 この規程は、平成30年4月1日から一部改正し施行する。

5 この規程は、平成31年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和2年4月1日から一部改正し施行する。